

このお知らせは、約款改訂に関するお知らせでありお客さまが行うお手続きはございません。

平成24年10月

お客さま各位

ハートフォード生命保険株式会社

約款改訂に関するお知らせ

平素は弊社ハートフォード生命に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）が公布され、「復興特別所得税」及び「復興特別法人税」が創設されました。個人の方に係る復興特別所得税は平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間に渡り、所得税額に対し2.1%の付加税が課せられるというものです。

	現行税率	「復興特別所得税」課税後の税率
預金・公共債の利子、 公社債投資信託の 分配金・償還益 等	平成24年12月31日まで	平成25年1月1日から平成49年12月31日まで
	20% （国税15% 地方税5%）	20.315% （国税15.315%* 地方税5%）

* 復興特別所得税15%×2.1%=0.315%

本税制により、ご契約商品の約款改訂がございますのでお知らせいたします。以下に該当条項の新旧対比表を掲載してございますので、当通知をお手元の約款や保険証券とともに大切に保管くださいますよう、お願いいたします。

今後とも、末長くご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

【新旧対比表】 該当条項のみ抜粋

特別加算金付最低保証年金特約1510型条項/特別加算金付最低保証年金特約1015型条項	
旧) 平成24年末まで有効	新) 平成25年1月1日より有効
第3条 (2) 前号の調整係数は次のとおりとします。 調整係数＝一部解約前の積立金／(80%×一部解約前の積立金＋20%×一部解約前の調整係数算出基準額)	第3条 (2) 前号の調整係数は次のとおりとします。 調整係数＝一部解約前の積立金／(79.685%×一部解約前の積立金＋20.315%×一部解約前の調整係数算出基準額)

※約款改定により、お客さまがお受け取りになる特別払戻金の受取額への影響はございません。



税金のお取り扱いについては、平成24年9月現在施行中の税制によるものです。したがって将来変更される場合があります。なお、個別の税金のお取り扱いについては、所管の税務署等にお問い合わせ下さい。



THE HARTFORD
ハートフォード生命保険株式会社